特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽曳野市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽曳野市長

公表日

令和4年9月9日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

男 連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務					
②事務の概要	「国民年金法」(昭和34年法律第141号)、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平成16年法律第166号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民年金被保険者の資格取得、喪失、種別変更等の受付・審査・報告 ② 国民年金保険料免除、学生納付特例、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③ 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ④ 年金裁定請求、未支給年金等の受付・審査・報告 ⑤ 日本年金機構への報告、情報提供などの進達事務 ⑥ 年金相談にかかる事務 ⑦ その他上記に関連する事務					
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
国民年金ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の31、83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令 第24条 の2、第59条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16、25、26、87、108の項 (別表第二における情報照会の根拠) 47、48、50、107、111、112の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健福祉部保険健康室保険年金課					
②所属長の役職名	保険年金課長					
6. 他の評価実施機関						
	<u> </u>					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部総務課 072-958-1111					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					

〒583-8585 大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市保健福祉部保険健康室保険年金課 072-958-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年8月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年8月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価語	<u> </u>			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接絲	読しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部 署	②所属長 保険年金課長 川浦幸次	②所属長 保険年金課長 白樫伸浩	事後	
	公表日	平成27年12月18日	平成28年10月28日	事前	
平成29年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づく法定受託事務として、国民 年金に係る各種申請、届出に伴う受理・審査に 関する事を行う。	「国民年金法」(昭和34年法律第141号)、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平成16年法律第166号)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 国民年金被保険者の資格取得、喪失、種別変更等の受付・審査・報告 ② 国民年金保険者の資格取得、喪失、種別変更等の受付・審査・報告 ③ 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ④ 年金裁定請求、未支給年金等の受付・審査・報告 ④ 年金裁定請求、未支給年金等の受付・審査・報告 ⑤ 日本年金機構への報告、情報提供などの進達事務 ⑥ 年金相談にかかる事務 ⑦ その他上記に関連する事務	事前	
		の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務		事前	
平成29年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16、25、26、87、108の項 (別表第二における情報照会の根拠) 47、48、50、107、111、112の項	事前	
平成31年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事前	情報連携の開始時期が延期となったため
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保険年金課長取扱参事 白樫伸浩	保険年金課長	事後	
平成31年2月28日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
令和1年10月25日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年9月4日 時点	事後	
	IV リスク対策 8監査	[O] 内部監査	[]内部監査	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年9月4日 時点	令和2年9月3日 時点	事後	
令和3年9月3日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和2年9月3日 時点	令和3年8月5日 時点	事後	
令和3年9月3日	Ⅱ しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年8月5日 時点	令和4年8月1日 時点	事後	重要な変更に該当しないため 事前の提出公表が義務付け られないため